

# 地域の会



▲第14回定例会  
原子力防災センターの役割と機能について説明を受ける委員(合同対策協議会全体会議室)



## CONTENTS

第13回定例会を開催 原子力防災計画	2
第14回定例会を開催 キーワード解説	3
発電所を巡る動き 地域の会に寄せられた声「みんなの広場」	4

### 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(「地域の会」)

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

#### 地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、西山町、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた24名の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視  
(2)事業者等への提言  
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供  
(4)委員の研修  
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市町村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)  
臨時会(必要に応じ開催)  
※会は、すべて公開。

# 第13回定例会 地域の会が国、東電に提言

## 前回定例会以後の動き

新潟県は、これまで月に一回、県単独で行っていた原発の状況確認を、4月以降、県、柏崎市、刈羽村の三者で行っていることを説明。また4月20日に東京電力から5号機の運転再開の要請があったことを受けて、4月27日に知事が、柏崎市長と刈羽村長の意向を確認した上で、容認することが妥当と判断し、その旨を国及び東京電力に連絡したと説明しました。

## 第13回定例会の概要

13回定例会では、原子力安全・保安院が、東京電力による一連の不正問題を摘発できず、指導・監督が不十分だったことを総括し、安全規制の抜本的見直しを行ったとの説明があり、その後、地域の会からの国・東電に対する提言、意見交換が行われました。

日時	平成16年6月2日(水)
場所	柏崎刈羽原子力広報センター(2F研修室)
出席者	19名(欠席5名)
説明者	保安院、保安検査官事務所、東京電力(株)
オブザーバー	新潟県、柏崎市、刈羽村、西山町、地域担当官事務所、
内容	●前回定例会以後の動き ●不正問題に対する国、東京電力の総括報告 ●地域の会からの提言 ●委員意見交換

## 国が東京電力の不正問題を総括し、安全規制の抜本的見直しを行った

### 経済産業省原子力安全・保安院 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所への提言

1年間を総括しての提言  
「地域の会」は、東京電力の不正問題をきっかけに柏崎刈羽地域における原発に賛成、反対、中立の立場の委員24名で発足しました。従来ならば賛否の意見を持つ両者が同席して継続的に議論することなど考えられないことでしたが、こうしたことを乗り越えて会が発足したことは、この問題を市民がいかに深刻かつ重大に受け止めていたかを認識しなければなりません。会では、この1年間、シュラウドや再循環系配管のひび割れ問題や新たな原子力安全規制制度など何度も説明を受け、発電所の現場を確認し、意見交換を行いました。最後の2号機の運転再開を迎えて、1年間の総括の意味を込めて会で見直しを行いました。ここに委員の意見の共通項をまとめ、下記のとおり提言いたします。

- 1 国の原子力行政について、国民及び地域住民が納得し、信頼できるような体制とすることを求めます。
- 2 規制当局と被規制者である事業者とのあり様が国民の目に見えるよう透明性を確保する仕組みにしてください。

### 東京電力株式会社への提言

1年間を総括しての提言  
「地域の会」は、貴社の不正問題をきっかけに柏崎刈羽地域における原発に賛成、反対、中立の立場の委員24名で発足しました。従来ならば賛否の意見を持つ両者が同席して継続的に議論することなど考えられないことでしたが、こうしたことを乗り越えて会が発足したことは、この問題を市民がいかに深刻かつ重大に受け止めていたかを認識しなければなりません。会では、この1年間、シュラウドや再循環系配管のひび割れ問題や新たな原子力安全規制制度など何度も説明を受け、発電所の現場を確認し、意見交換を行いました。最後の2号機の運転再開を迎えて、1年間の総括の意味を込めて会で見直しを行いました。ここに委員の意見の共通項をまとめ、下記のとおり提言いたします。

- 1 発電所内での全ての事は東京電力が責任を持つべきもので、体質改善を継続すべきであります。発電所で働く全ての人たちが、地域に信頼される発電所を目指して全力で取り組まれるよう求めます。
- 2 東京電力が自身で立てた再発防止策は地域への約束であり、引き続き真摯に取り組まれるとともに、進捗状況を定期的に地域住民に説明されるよう求めます。

原子力安全・保安院は、シュラウドのひび割れ等に関して、自主点検記録に不正な記載があったこと、また原子炉格納容器の漏洩率検査において、不適切な行為があったなどの東京電力による不正を的確に見抜いて正すことができなかったことを認めた。そしてその反省のうえに立って、安全規制制度の抜本的な見直しを行ったとの報告があった。

それに対して東京電力は、一連の不祥事の再発防止のために、日常の業務を足元から見直し、原発の本来あるべき姿を認識するとともに、ルールとして明確化する」と説明した。その対策として、7月からより現場に密着した運営管理が行える体制を整えると説明した。

## 保安院の総括について意見交換

保安院は自らの広報よりも規制機関としての力を発揮すべきだ

**意見** 保安院は自らの広報活動よりも、本来の規制機関としての力を示すべきではないか。例えば管理区域からの物品の持ち出し問題に関しても核心に迫った問題の解明ができるのか。  
**A** まずは保安院の業務内容を知らせてもらうために、新しいパンフレット(チェックマン)を作成した。管理区域からの物品の持ち出しについては特別調査課で、現在調査中。  
**意見** 保安院の1年前の説明は理解しづらかったが、「チェックマン」は非常に分かりやすい。多くの情報を整理し、きちっと伝えてくれるのも保安院の仕事だと思えるので、今後の広報官の活動に期待したい。  
**意見** 「チェックマン」は世論調査の結果、肯定的な評価だったというが、全く逆の評価もある。  
**A** 「チェックマン」については、試行錯誤しつつやっているつもりだ。



▲第13回定例会 会議風景

# 原子力防災計画

原子力発電所の運転にあたっては、法令などに基づいて安全対策が講じられています。しかし、万が一、発電所の異常事態により放射線の影響が周辺地域に及ぶおそれが生じたときのために、国、県、関係市町村及び防災関係機関が一体となって住民の安全と健康を守ることができるよう、地域防災計画・原子力災害対策編が策定されており、原子力災害応急対策として次のような対策がとられています。

原子力防災計画の内容

- 防災に関する知識の普及
- 住民への指示・伝達
- 緊急時環境放射線モニタリング
- 緊急時医療

## 初期活動

柏崎刈羽原子力発電所で異常が発生した場合、発電所から、国、新潟県、関係市町村へ通報・連絡が入ります。この通報が次の基準に当てはまる場合、新潟県及び関係市町村は、原子力災害に備えて警戒体制をとり、災害対策本部設置準備や情報の収集を行います。

- 初期活動の基準
- ・発電所周辺の環境放射線モニタリングで空間線量率が毎時1マイクローシールベルト(平常時の約25倍を超えたとき)
  - ・特定事象に先行する事象が認められるとき

## 応急対策活動

事故の状況が悪化して、住民へ影響が及ぶ恐れがある場合には、国、新潟県、関係市町村は災害対策本部を設置して応急対策活動を開始します。また、国、新潟県、関係市町村、東京電力及び防災関係機関は新潟県柏崎刈羽原子力防災センター(原子力防災センター)において、住民の退避、避難などの緊急事態応急対策を一体的に連携して実施します。



# 第14回定例会

## 原子力防災センターを視察、原子力防災をテーマに討論

### 前回定例会以後の動き

県から次のような説明がありました。

○月例状況確認として県市村で1〜7号機運転保守状況を確認。また、6月17日の5号機、6月21日の1号機でそれぞれ発生した出力低下のトラブルについて状況確認を行った。

○東京電力からの2号機の運転再開要請を受け、保安院による安全確認状況の詳細説明などの一連の流れを受けて、市長・村長が県に運転再開容認を伝達、知事は国と東京電力に運転再開容認を連絡した。

○全号機が運転再開したことに伴い、県知事、柏崎市長、刈羽村長と三者会談を行い、不正問題を総括した。(7月6日の市長の要請は当日説明していない)

### 第14回定例会の概要

14回定例会では県及び事業者から2号機の運転再開容認に伴う全号機再起動に至るまでの経過報告が行われました。

引き続き原子力防災センター及び放射線監視センターの視察が行われ、国と県からの原子力防災に関する説明を受けて、出席者間の意見交換が行われました。

日時	平成16年7月7日(水)
場所	柏崎刈羽原子力防災センター
出席者	17名(欠席7名)
説明者	防災専門官、新潟県、県放射線監視センター
オブザーバー	柏崎市、刈羽村、西山町、地域担当官事務所、東京電力(株)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全号機再起動の経過説明</li> <li>●柏崎原子力防災センター、及び放射線監視センター視察</li> <li>●原子力防災に関する説明</li> <li>●委員意見交換</li> </ul>

## 臨界事故から得た安全規制体制の強化と原子力防災への教訓

防災専門官から、原子力防災センター設立の経緯やその機能について、以下のような説明が行われた。同センター設立の引き金になったのは平成11年に東海村で発生したJOCの臨界事故。このとき安全規制体制の強化、そして初動活動などにおける国・自治体の連携強化の必要性、国の緊急時対応体制の強化という三つの課題を突き付けられた。

それにより「原子力災害対策特別措置法」を制定し、事業者の防災対策上の責務を明確化することにも繋がった。

### 事故発生、即退避ではないのか

**意見** 重点対策地域10km圏内というのは妥当なのか。エリア図は同心円ではなく、風向きを考慮した楕円ではないのか。また10km圏内を超えたら、ヨウ素剤も配らないし、対策も講じないというのには腑に落ちない。

**A** 10km圏内は原子力安全委員会の定めた指針であり、一つの目安。概ね10km以内の対策を講じておけば、万一、放射線の影響が10kmを超える場合でも十分対応可能であり、その場合、その区域にも対策を講じる。また、発電所の事故発生後、すぐに放射性物質が放出される訳ではなく、避難・退避やヨウ素剤の配布は時間的に十分余裕をもって行われる。

**意見** ヨウ素剤の配置場所はどこか。

**A** ヨウ素剤は柏崎健康福祉事務所(旧保健所)に16万4000錠。そのほか柏崎市役所、柏崎消防本部、刈羽村役場、西山町役場等に必要量を置いてある。合計では

5万4000錠になる。

**意見** 事故が発生して放射性物質が浮遊しているなかを、どうやってヨウ素剤を配るのか。

**A** 放射線が漂う前に、住民が退避し集合した場所においてヨウ素剤を配る。

**意見** 医療班が来るといいますが、市内には放射線担当の人はいなくて、よそから来るという。放射線が漂う中をいかくぐつてくるのか。

**A** 医療班は医療機関との連絡調整が役目。万一、専門の治療を要する場合には、県立がんセンターや千葉の放射線医学総合研究所などへ移送する。

**意見** 事故が発生し災害対策本部が機能するまで、どの程度の時間が、かかるのか。

**A** 30分〜1時間くらいで配置できる。

### 総合防災訓練は形式主義に陥ってはいないか

**意見** 原子力防災計画が本質的に機能するのかが疑問だ。県の総合防災訓練も実態に即したものは思えない。また、大地震で発電所の事故が起こることは十分に考えられるわけで、地震災害と原子力災害の両方を併せた防災というものを想定しているのか。

**A** 当然想定しており、地震による被害が進展するような状況であれば、原子力防災センターが立ち上がることになっている。県の総合防災訓練は平成8年から住民参加という形で実施している。ただ実施時期については、気候条件などを勘案して、今後考えて行くべき課題の一つだと思っている。

なお、新潟県は原子力防災センター内に知事を本部長とする災害対策本部を設置します。また、柏崎市・刈羽村・西山町は、災害対策本部を市役所、町・村役場内に設置し、原子力防災センターにおいては市町村現地対策本部を設置します。災害対策本部の設置基準(新潟県及び柏崎市・刈羽村・西山町)

- ・発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(原災法)第10条に定める特定事象発生時の通報があったとき
- ・発電所周辺の環境放射線モニタリングで空間線量率が毎時5マイクロシーベルトを超えたとき
- ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき



▲定例会での県担当者説明



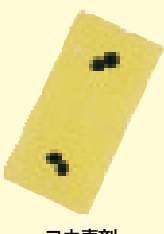
▲防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

## キーワード解説

### ヨウ素剤

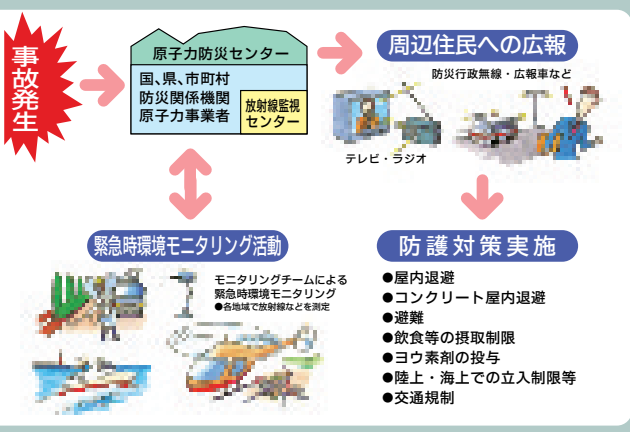
万一、原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が外部へ放出された場合に問題となる物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。「放射性ヨウ素」は気体状に放出され、私たちの体に吸収されると甲状腺に集まる性質があり、放射線の内部被ばくによる甲状腺ガン等の原因となる可能性があります。ヨウ素剤は放射線を出さない普通のヨウ素でできていて、服用すると甲状腺に集まり、その後、「放射性ヨウ素」が体に吸収されても甲状腺への集積を防ぐ効果があります。

ヨウ素剤は原子力発電所から約10km内人口の10日分が、柏崎健康福祉事務所(旧保健所)、市役所・町村役場、消防本部などに用意されており、必要に応じて直ちに配布場所に運ばれることになっています。



ヨウ素剤

## 事故発生からの動き



**原災法第15条と原子力緊急事態宣言**

原災法第15条では、内閣総理大臣は原子力緊急事態が発生したと認めるとき(発電所敷地境界付近の空間線量率が毎時50マイクロシーベルトを超えた場合や発電所外への異常な放射線物質の放出した場合)には、原子力緊急事態宣言を發出し、自らを本部長とする「原子力災害対策本部」を設置し、原子力防災センターには「原子力災害現地対策本部」を設置することとなっています。

**原災法第10条と特定事象**

原災法第10条では、発電所敷地境界付近の空間線量率が毎時5マイクロシーベルトを超えた場合や発電所外への異常な放射線物質の放出に進展する可能性のある特定の事象が発生した場合には、国、市町村及び防災関係機関に通報しなければならぬことになっており、これを特定事象とします。

なお、新潟県は原子力防災センター内に知事を本部長とする災害対策本部を設置します。また、柏崎市・刈羽村・西山町は、災害対策本部を市役所、町・村役場内に設置し、原子力防災センターにおいては市町村現地対策本部を設置します。災害対策本部の設置基準(新潟県及び柏崎市・刈羽村・西山町)

- ・発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(原災法)第10条に定める特定事象発生時の通報があったとき
- ・発電所周辺の環境放射線モニタリングで空間線量率が毎時5マイクロシーベルトを超えたとき
- ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき



6月4日	5号機の営業運転再開
7日	市保安院との第1回定例意見交換会
10日	県、柏崎市、刈羽村による月例状況確認 ・1~7号機運転保守状況等の確認
11日	原子力発電所の組織改編について公表 (「ユニット所長」の設置ほか)
16日	5号機の出力低下(185本のうち1本の挿入圧力が低下したため、出力を一旦98万kwまで低下させた。翌日、出力復帰) 県、柏崎市、刈羽村
17日	・法律対象トラブル(5号機制御棒駆動系不具合)に関する状況確認
18日	東京電力 から2号機の運転再開の要請
21日	1号機の出力低下(復水器の真空度が低下し、出力が約102万kwまで低下。7月5日、出力復帰)
22日	県、柏崎市、刈羽村 ・法律対象トラブル(1号機出力低下)に関する状況確認
23日	県市村担当者が原子力安全・保安院から2号機の安全確認状況について説明を受ける。
28日	知事が柏崎市長及び刈羽村長の意向を確認した上で、容認することが妥当であると判断し、その旨国及び東京電力(株)に連絡
30日	2号機の原子炉起動 全号機が運転再開したことに伴い、知事、柏崎市長及び刈羽村長が県庁において三者会談を行い、今後の取組等について総括。
7月2日	2号機の発電開始 知事「国に対し「新潟県の提案」で安全規制体制の強化刷新等を再要望 経産大臣 柏崎刈羽原発視察、市長・村長と会談 市長、議長 国・東電に申し入れ
4日	1号機の原子炉自動停止・発電機の保護装置が作動し発電機が停止、これに伴い原子炉が自動停止
6日	6号機の定期検査開始
10日	1号機の原子炉自動停止の調査結果について公表
15日	1号機の原子炉起動
20日	東京電力(株)勝俣社長が知事・柏崎市長・刈羽村長を訪問し、全号機運転再開の謝意と今後の取り組みについて報告

■色は東京電力の動き  
■色は行政の動き

## 地域の会に寄せられた声 みんなの広場

### チェックマンとして活動してください



**西山町 大谷 征紘さん**

友人に『「視点」見てるか?』と聞かれ、はて、何の事かと思っていたら、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」情報誌と知らされ、見たことはあるが中身については全く頭に残っていなかった。地域の会の存在も「視点」が「地域の会」の情報誌であることも、まして友人が「地域の会」の委員であることも知らない始末。友人曰く、「オラホウ(俺達)の地域は原発が有る以上、賛成、反対にかかわらず地域が安全で安心して暮らせるように事故を起こさせないように監視していかなばならん。お前も原発に対して関心が有るだろう。これを読んで感じたことを聞かせてくんねえか。」と言って情報誌・第7号を置いていった。

読んで見たものの今までの1号~6号、ほとんど頭に残っていないので取り寄せてもらい、今度はじっくりと読ませていただきました。原発の必要性や怖さは自分なりに考えていましたが、国や行政がしっかり監督すれば大丈夫だろう(不安はあるが)と思っていました。原子力の世界は意見を戦わすことを嫌い、一つの方針が出されるとその方向へ流れ、批判をタブー視する世界であるそうですが、「地域の会」の皆さんの活躍は国に対しての要望、事業者に対してトラブル原因、対策を徹底追求し、想像以上の成果を上げていることに大変感謝致します。

どんな安全基準を作り上げてもヒューマンエラーは発生する、それには何重ものチェックが必要、事業者に対しても「ごまかし」「嘘」のない安全性を極めてもらうことと思います。「地域の会」の存在で事業者も十分気遣いすることでしょう。それだけでも意義がある。放射能が残るかぎり、「チェックマン」として活動していただきたいと思ひます。

### 目先の利益よりも柏崎の未来を考えて

柏崎市 長谷川 伸子さん



原子力発電の世界の動向は縮小の方向に向かっているが、日本では依然として進められている。莫大な税金をつぎ込み作った「もんじゅ」、老朽化した原子力発電所、また、核のゴミをどうするのか。核をめぐる問題は一つ解決されていない。

柏崎市民は、未来に何を残そうとしているのであろうか。今、そこにきちんと目を向ける必要があると思う。

私は、30年以上「将来を担っていく子どもをどう育てるか」、「命の教育」にかかわってきた。しかし、子どもたちが日常的に汚染されたり、事故により被ばくしてしまう環境であれば虚しさを感じる。

原子力発電所から様々な恩恵を受ける企業や事業者たちも、目先の利益だけではなく、自分の子孫にどういふ社会を残していくか、その問題を真剣に考える時期が来ているのではないだろうか。

戦後の急成長を支えてきた官と業者との癒着、そのもとでの経済の急成長がもたらした種々の矛盾は、原子力発電以外では、かなり明らかになり、行政や企業も変わり始めている。しかし、東京電力の体質だけは変わっていない。

東京電力の株主への事業報告書の中で、取締役社長の勝俣氏は「私は、原子力不祥事以来、東京電力の再生を最大の使命として…」と述べている。つまり、住民の「生命と安全」が第一ではなく、東京電力の再生が第一であると、はっきり述べている。このような古い体質に依存しながら目先の利益を追求していくトップの姿勢は、そのまま社員の姿勢となり、下請けとの「階層構造」は、内部告発が寄せられるまで実態把握ができない体質を生むのである。その古い体質に依存しながら目先の利益を追求していく地元のさまざまな企業や業者が、そういった構造をしっかりと見つめない限り、地元経済の未来も決して明るいものにはならないのではないだろうか。

今後、「地域の会」へは実のある議論を期待したい。

「視点」では皆様のご意見をお待ちしています。  
宛先は下欄住所まで、またメールでも受付けております。

### 地域の会ではホームページで活動の全てを公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。  
また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。

<http://www.tiikinokai.jp>

**編集後記**

地域の会ってなんでえ? 地域の会って東電が作った会? こんな認識が住民の一般的認識みたいだ。一昨年8月の事故隠し発覚直後、東電は再生の一環として自ら「地域情報会議」を作り住民の批判を受け入れるとした。しかし、こうしたことは受け入れられないと考えた新潟県、柏崎市、刈羽村、西山町は賛成・反対の住民が参加した「原発の透明性を確保する地域の会」を行政、東電に対する監視を目的として、昨年5月発足させた。原発の停止とか、行政に対する勧告の権限はひとつもないが、委員の発言はそれなりに重く受け止められていると思う。月一度開催される定例会は、東電、国や県、柏崎市をはじめとした関係方面には厳しい意見がだされる。24人の委員が代わる代わる遠慮なく意見をぶつけるのである。

こうした光景が1年以上にわたって続けられてきた。ふつう、行政が関与する委員会、役所が用意したシナリオに沿って議事が進められるが、この会は委員同士の運営委員会が議題を決められる。月1回の定例会は発言者が多く、いつも予定時間をオーバーするのが当たり前のようになっている。

住民の不信をかかっている原発問題の透明性をいかに確保するか、そんな思いで議論が続けられている「地域の会」の中味をもっと知って欲しい。

(広報委員S)